

茨城町第6次行政改革大綱

実 施 計 画

令和6年3月

茨 城 町

第6次行政改革大綱 実施計画一覧

1 住民サービスの向上と協働の推進

- (1) 効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成の実施…1
- (2) デジタル化による住民サービスの向上 …2
- (3) 各種証明書コンビニ交付サービスの普及拡大 …3
- (4) ふるさと元気づくり推進事業の推進 …4
- (5) 自主防災組織の拡充 …5
- (6) 新たな文化的施設の整備による地域の賑わい創出 …6

2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進

- (1) デジタル化による業務の効率化 …7
- (2) 効率的な投票区の配置 …8
- (3) 民間活力導入の推進 …9
- (4) 指定管理者制度導入後の検証 …10
- (5) 学校給食費徴収業務の公会計化検討 …11

3 持続可能な財政運営

- (1) 事務事業の見直しによる財政運営の健全化 …12
- (2) 安定的な歳入の確保 …13
- (3) 適正な受益者負担の維持 …14
- (4) 汚水処理の広域化 …15

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	総務課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有		無	①
----------------	---	--	---	---

推進項目	1 住民サービスの向上と協働の推進				
推進内容	(1) 効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成の実施				
現状及び取組方針	<p>少子高齢化・人口減少の急速な進行、地方分権・地方創生の進展、安全・安心や環境・エネルギー意識の高まりをはじめとする社会経済情勢は大きく変化しています。</p> <p>役場組織においては、令和5年度から定年年齢の段階的な引上げ、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制が導入され、加えてワークライフバランスを推進するなど、人事制度における変革期を迎えています。</p> <p>社会経済情勢の変化とともに複雑高度化する行政課題に対し、効率的かつ機動的な行政を実現し、多様化する住民のニーズに対応していくには、将来を見据え、長期的かつ計画的に強固な組織体制を築き、有用な人材を育成していくことが重要であることから、効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成を行ってまいります。</p>				
具体的取組事項	<p>①効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成の実施</p> <p>(1)効率的かつ機動的な組織体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政課題への対応(社会経済情勢に応じた組織体制の整備) ・定年延長等への対応(知識・経験の円滑な継承、再任用職員の有効活用) <p>(2)計画的な職員採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えた多様な人材の採用 ・採用の時期及び方法の工夫 <p>(3)計画的な人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識及び住民サービスの向上を図る職場内外研修の実施 ・管理職の人事評価スキルの向上 <p style="padding-left: 40px;">⇒人事・目標管理面談を通じた部下の育成、組織の業務遂行能力の向上</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成の実施	—	—	—	—	—

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	秘書広聴課、総務課
-----	-----------

第5次行政改革への計上の有無	有	無	①②
----------------	---	---	----

推進項目	1 住民サービスの向上と協働の推進				
推進内容	(2) デジタル化による住民サービスの向上				
現状及び取組方針	<p>デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、国が掲げるデジタル社会の実現には、町の組織・機能改革、セキュリティ対策等の取組みを推進する必要があります。</p> <p>このため、本町では茨城町DX推進計画(計画期間:令和6～10年度)に掲げられた取組み内容を実施し、利用者層に合わせたサポートの提供により、行政各分野において、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上を図ります。</p> <p>◆現状 ・いばらき電子申請・届出サービスの利用可能手続件数(件) 令和5年度 24件</p>				
具体的取組事項	<p>①電子申請の利用可能手続拡大 自宅や職場のインターネットを使用した申請・届出が可能となる「いばらき電子申請・届出サービス」について、利用できる手続き等の拡大を行い、住民サービスの向上を図ります。</p> <p>②書かない窓口の導入検討 タブレット端末等の導入により、来庁者が申請書に記入せずに、各種証明書の発行や住民異動届などの手続きができる仕組みを構築することで、住民サービスの向上、業務の効率化を図ります。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
いばらき電子申請・届出サービスの利用可能手続数(件)	35	50	60	70	80
書かない窓口の導入検討	準備	実施	—	—	—

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	町民課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有	無	①
----------------	---	---	---

推進項目	1 住民サービスの向上と協働の推進				
推進内容	(3) 各種証明書コンビニ交付サービスの普及拡大				
現状及び取組方針	<p>令和4年9月から証明書コンビニ交付を導入し、日本全国のコンビニエンスストア等で夜間、休日でも各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書等)を取得できるようになりました。</p> <p>町民の利便性向上を目指して、更なるマイナンバーカードの取得率向上、コンビニ交付サービスの普及に努めていきます。</p> <p>◆現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付サービス利用率 12.97%(R6.1.月末時点) ・マイナンバーカード取得率 74.5%(R6.1.月末時点) 				
具体的取組事項	<p>①各種証明書コンビニ交付サービスの普及拡大</p> <p>コンビニ交付サービスの利便性を定期的に町広報紙等や、窓口にて周知していきます。また、時間外でのマイナンバーカード交付も継続し、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの証明書取得の普及を図ります。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
コンビニ交付サービス利用率(%)(住民票、印鑑登録証明書分)	15%	17%	19%	22%	25%

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	秘書広聴課
-----	-------

第5次行政改革への計上の有無	有	①	無	
----------------	---	---	---	--

推進項目	1 住民サービスの向上と協働の推進				
推進内容	(4) ふるさと元気づくり推進事業の推進				
現状及び取組方針	<p>人口減少や少子高齢化等を背景に、全国的に地域コミュニティの希薄化が課題となっています。 このような状況のなか、本町では平成25年度より地域の活性化と課題解決を目的として、行政区が行う公益的な事業を支援する「茨城町ふるさと元気づくり推進事業」を推進しています。 引き続き、同事業の推進により、町民のコミュニティ意識の高揚と活動への参加促進を図ります。</p> <p>◆現状 ・令和4年度累計実施団体 26団体</p>				
具体的取組事項	<p>①ふるさと元気づくり推進事業の推進</p> <p>ふるさと元気づくり推進事業は、行政区が自主的かつ主体的に、公益的な事業を実施することを目的として、平成25年度より実施しています。 これまで、集落支援員と連携して積極的な支援を行っており、今までに26団体での事業実施を実現しています。 また、令和4年度に要綱を改正し、補助金額(総額40万円)の年度毎の配分を事業実施区が選択できるようにするとともに、新たにモデル事業制度(※)を導入し、より使いやすい制度づくりを行っており、今後も引き続き、当事業の拡大に向けた取り組みを行ってまいります。</p> <p>※モデル事業制度 過去に事業を実施した区に対し、他の区への啓発をすることを条件に、事業の拡充や新たな事業実施を支援する制度。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
茨城町ふるさと元気づくり推進事業実施地区数(累計)	35	39	43	47	51

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	総務課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有	①	無	
----------------	---	---	---	--

推進項目	1 住民サービスの向上と協働の推進				
推進内容	(5) 自主防災組織の拡充				
現状及び取組方針	<p>近年、全国各地で多くの地震が発生するとともに、台風接近に伴う「線状降水帯」による大雨被害などが発生するなど、災害が頻発化・激甚化しており、災害対応として住民自身・相互の活動体制をいかに整えるかが課題のひとつとなっています。そうした中で、地域防災の要となる自主防災組織の果たす役割は極めて大きく、組織づくりの取組は急務となっています。</p> <p>昨今、災害に対する住民意識が高まる一方で、住民の高齢化や地域コミュニティの希薄化等が地域の活動にあたるマンパワー不足を招き、組織化を大きく阻害することとなっているため、自主防災組織の結成及び組織拡充の促進を図ります。</p> <p>◆実績及び現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成地区 令和3年度 29地区 				
具体的取組事項	<p>①地域防災力の向上</p> <p>組織の活動に必要な防災資機材の購入費用について、各行政区を対象に補助金を交付することで、地域防災の要となる自主防災組織の結成及び組織拡充を促進します。また、各行政区に対し、以下のとおりの取組支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に係る制度説明や申請手続等の支援 ・組織結成や活動拡充に係る相談窓口の設置 ・災害ハザード区域内にある行政区を中心とした事業啓発活動(制度説明、防災講話等) ・防災訓練等への活動支援(防災資機材等の提供等) 				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
自主防災組織の結成地区数	44	47	50	検討	検討

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	都市整備課
-----	-------

第5次行政改革への計上の有無	有		無	①
----------------	---	--	---	---

推進項目	1 住民サービスの向上と協働の推進				
推進内容	(6) 新たな文化的施設の整備による地域の賑わい創出				
現状及び取組方針	<p>本町の文化芸術活動の現状を踏まえると、文化芸術活動への参加者率の低下といった状況がみられています。このため、世代問わずだれもが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていくため、本町の文化芸術の振興及び地域交流を活性化させるような施設の整備を行い、地域の賑わいを創出します。</p>				
具体的取組事項	<p>①新たな文化的施設開館後の発展を期待させる事業検討 新たな文化的施設が存在を広く町民に周知し、開館に向けた期待を高め、早期から町民参加の機会を設け、町民協働の基礎をつくります。また、開館後へ続く取り組みの起点とし、長期的な視点を取り入れ、町民とともに開館を祝い、事業期間を通じた賑わいを創出するため、プレ事業からの蓄積を活かし、開館後の発展を期待させる事業検討を行います。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
施設利用者数(R8年4月開館予定)	事業検討	事業実施	60,000人	60,000人	60,000人

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	秘書広聴課、総務課
-----	-----------

第5次行政改革への計上の有無	有	②	無	①
----------------	---	---	---	---

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進				
推進内容	(1) デジタル化による業務の効率化				
現状及び取組方針	<p>令和6年度から令和10年度の計画期間である茨城町DX推進計画では、町民サービス・行政サービスのデジタル化、デジタル化推進に向けた環境整備に取り組みます。</p> <p>デジタル化によって様々な申請や手続きをオンライン化するとともに、文書管理及び事務決裁の電子化を検討することで、ペーパーレス化による業務の効率化を目指します。</p>				
具体的取組事項	<p>①茨城町DX推進計画の推進 令和6年度から令和10年度の計画期間である茨城町DX推進計画について、デジタル技術を行政各分野に活用・導入することで、情報セキュリティ対策の強化、職員の適切な研修や教育、業務の効率化を図ります。</p> <p>②文書管理及び事務決裁の電子化の検討 情報公開への適切な対応や公文書の適正管理を行うため、文書管理を電子化することにより、公文書の作成、管理、保管までの管理を効率的に実施できるよう検討を行います。また、電子化により、文書保管スペースの削減や廃棄処分の軽減を図ります。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
茨城町DX推進計画進捗率(%)	20	40	60	80	100
文書管理及び事務決裁の電子化検討	検討	準備	実施	—	—

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	総務課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有	無	①
----------------	---	---	---

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進				
推進内容	(2) 効率的な投票区の配置				
現状及び取組方針	<p>全国的な人口減少に伴い、本町においても各投票区の選挙人名簿登録者数は減少し続けており、H30年度27,971人が令和5年度当初には26,454人と、約1,500人の減となっています。また、投票区ごとの登録者数の片寄りも顕著であり、名簿登録者3,000人超の投票区がある一方、500人を下回る投票区が4投票区あるなど、効率的な配置ができていない状況にあります。</p> <p>一方、期日前投票所の利用者は年々増加しており、令和3年度に商業施設への期日前投票所設置後は、選挙人の約半数が期日前投票所で投票をされている状況にあります。</p> <p>上記のような選挙を取り巻く状況の変化に伴い、効率的な選挙執行を行うため、投票区の再編を検討をします。なお、再編にあたっては、地域住民の意見をよく伺い、一方的な押し付けとならないよう、進めていきます。</p>				
具体的取組事項	<p>①効率的な投票区の配置</p> <p>有権者が、安全に投票所に訪れ、かつ、安心して投票ができる環境の確保を目的として、町内の全投票所を巡回・点検し、施設、設備、駐車場のスペース等に問題を抱えている投票所の変更等に関する検討をしていきます。</p> <p>効率的な投票区の配置を目指し、地域住民の意見をよく伺いながら再編方針等を決定します。</p> <p>令和6年度 再編方針等決定 令和7年度 住民説明会等実施 令和8年度 再編決定、住民広報 令和9年度 年度当初執行の町長選挙から再編後の投票区で選挙実施</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
効率的な投票区の配置	検討 (再編方針)	準備 (説明会等)	決定	実施	—

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	総務課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有	①	無	
----------------	---	---	---	--

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進				
推進内容	(3) 民間活力導入の推進				
現状及び取組方針	<p>第5次行政改革にて、指定管理者制度の導入を行うなど、民間活力の導入は本町においても進んできていますが、他市町村の事例として、水道事業や窓口業務の民間委託や、民間活力を利用した公共施設の整備等、様々な分野で民間活力を導入している事例があります。</p> <p>このため、引き続き様々な民間活力導入の手法の調査研究をしていく必要があります。</p> <p>■現状</p> <p>◇民間委託の導入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎の電話交換、案内・受付、清掃、夜間警備、し尿収集、一般ごみ収集、学校給食(調理・運搬)、水道メーター検針 <p>◇指定管理者制度の導入実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき聖苑 				
具体的取組事項	<p>①民間活力導入の推進</p> <p>国の公共サービス改革基本方針(※)や他自治体の導入事例等を踏まえ、サービス向上やコストの縮減が見込まれる業務を対象に、民間活力の導入、拡大を推進します。</p> <p>※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、競争の下で民間事業者の創意工夫を反映することにより、良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指すもの。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
民間活力導入の推進	調査研究	調査研究	調査研究	調査研究	調査研究

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	町民課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有		無	①
----------------	---	--	---	---

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進				
推進内容	(4) 指定管理者制度導入後の検証				
現状及び取組方針	<p>茨城町斎場「いばらき聖苑」では、令和5年7月1日から指定管理者制度を導入しました。指定管理者は施設の管理運営や軽微な修繕、斎場利用許可事務等を行います。指定期間中に、指定管理者の運営状況を定期的に確認し、制度導入の効果及び問題点を検証します。</p> <p>◆指定管理者となった団体 所在 茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1 名称 タカビルメン株式会社 指定期間 令和5年7月1日から令和10年6月30日まで(5年間) 指定管理料 24,650千円(単年度平均)</p> <p>◆指定管理業務の範囲(主なもの) ・施設の受付、利用許可 ・火葬、式場(葬儀)に関する業務 ・施設及び設備の軽微な修繕、維持管理</p>				
具体的取組事項	<p>①指定管理者制度導入後の検証 町は指定管理者から定期的な報告を受けて運営状況を確認し、必要に応じて改善等の指導をします。また、制度導入の効果及び問題点を検証し、管理者更新時の仕様条件等に反映します。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
指定管理者制度上の課題の検証	検証	検証	検証	検討	実施

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	学校給食共同調理場
-----	-----------

第5次行政改革への計上の有無	有		無	①
----------------	---	--	---	---

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進				
推進内容	(5) 学校給食費徴収業務の公会計化検討				
現状及び取組方針	<p>現在各学校で行っている学校給食費の徴収業務は、未納金も含めたその徴収・管理業務が教職員の大きな負担となっており、学校における働き方改革の障壁となっております。</p> <p>文部科学省では、教職員の負担軽減に向け、学校給食費の公会計化(学校給食費を町の会計に組み入れ、徴収業務を町が行うこと)を推進しています。</p> <p>一方、国が令和5年12月に決定した「こども未来戦略」においては、学校給食費の無償化の実現に向け、調査を行い、その後具体的方策を検討するとしています。</p> <p>このことから、国の施策を注視しつつ、学校給食費の公会計化に向け、その方法等を検討してまいります。</p>				
具体的取組事項	<p>①学校給食費徴収・管理業務を町へ移管検討 教職員が、子どもたちの指導に専念できる時間確保を図るため、町立小中学校及び幼稚園(こども園)の学校給食費徴収・管理業務について町へ移管する方法を検討します。</p> <p>(1)業務システム(給食費徴収・学齢簿・住基)の導入 全児童・生徒・教職員に関する学校給食費の出納情報を管理するため、情報管理のサポートとして業務システムを導入する必要があります。</p> <p>(2)金融機関との調整 現在、学校では、現金取扱いを避け口座振替としているため、移管後も口座振替を基本とし、保護者の利便性等を考慮し、「指定金融機関の選定」や「徴収結果の受領方法」・「徴収できなかった場合の再振替」の調整を進める必要があります。</p> <p>(3)未納情報(債権)の継承 徴収業務を移管するにあたり、それまでの未納情報を引き継ぎ、督促や時効の中断等、遺漏なく適切な徴収業務を行う必要があります。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
学校給食費徴収・管理業務を町へ移管	検討	準備	—	—	—

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	財政課、総務課
-----	---------

第5次行政改革への計上の有無	有	②	無	①
----------------	---	---	---	---

推進項目	3 持続可能な財政運営				
推進内容	(1) 事務事業の見直しによる財政運営の健全化				
現状及び取組方針	<p>町では、毎年度の予算編成方針において「PDCAサイクルによる成果等の検証」や「スクラップアンドビルド」の徹底を明示していますが、既存事業の縮小や廃止が不十分な現状があります。</p> <p>既存事業の硬直化は、予算と事務量の増大につながり、収入に応じた適正な歳出規模の維持が困難となる可能性があります。</p> <p>なお、令和6年、令和7年と、水鳥湿地センターや文化的施設など新たな施設が建設及び運用開始することから、管理運営費の増だけでなく、人員配置も必要となる見込です。</p> <p>そこで、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供していくため、事務事業を見直し、評価・検討する制度の導入を検討し、財政構造の継続的な健全化を図ります。</p> <p>◆現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来負担比率(※1) R4年度 8.10% 				
具体的取組事項	<p>①事務事業の評価・検討</p> <p>限られた財源の重点化・効果的な配分や国・県の補助金等の有効活用に努め、健全な財政運営の推進を目指します。「PDCAサイクルによる成果等の検証」や「スクラップアンドビルド」を徹底するため、客観的に検証できる仕組みの導入を検討します。</p> <p>令和6年度 制度設計及び試行開始 令和7年度 本格導入 令和10年度 制度の効果検証</p> <p>②将来負担比率の確認</p> <p>将来負担比率は、収入に対する将来町が負担する借金などの割合です。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高いことを示します。</p> <p>町では、今後文化的施設などの大規模な建設事業を予定していることから、今後も引き続き健全な財政運営を図るため、毎年度数値の動向を注視します。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事務事業の評価・検討	試行	導入	実施	実施	検証
県平均を下回る 将来負担比率の維持(%)	県平均値以下	県平均値以下	県平均値以下	県平均値以下	県平均値以下

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	税務課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有	①	無	
----------------	---	---	---	--

推進項目	3 持続可能な財政運営				
推進内容	(2) 安定的な歳入の確保				
現状及び取組方針	<p>これまで持続可能な財政運営と健全な財政構造の確立に向け、収納率の向上と町税滞納金の縮減を掲げて取り組んできました。その成果もあって収納率は現年度比較で平成30年度98.7%から令和4年度99.1%へと着実に上昇し、収入未済額総額も平成30年度124,343千円から令和4年度105,942千円へと減少してきましたが、町税収入は町の根幹をなす財源であることから、引き続きその安定的な確保を図り、更なる滞納額の縮減に取り組めます。</p> <p>◆現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税収納率 R4年度 現年分 99.1% 				
具体的取組事項	<p>①安定的な歳入の確保</p> <p>「茨城町町税収納対策基本計画」に基づき、滞納の縮減及び自主納付の推進に努めます。</p> <p>町税収入を安定的に確保するための取り組みとして、口座振替、QRコードを用いたキャッシュレス納付の利用促進や啓発活動の強化による納期内自主納付の推進を啓発し、収納率の向上を図ります。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
町税収納率 現年分(%) (国保税を除く)	99.15	99.20	99.25	99.30	99.35

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	総務課
-----	-----

第5次行政改革への計上の有無	有		無	①
----------------	---	--	---	---

推進項目	3 持続可能な財政運営				
推進内容	(3) 適正な受益者負担の維持				
現状及び取組方針	<p>第5次行政改革において、長年据え置きとなっていた証明書等の手数料を、受益者負担の観点から、人件費・物件費等から適正料金を算出し、近隣市町村と比較検討した上で改正をしました。適正料金は社会情勢の変化とともに変動していくことから、定期的な確認を行い、必要に応じた改正をしていく必要があります。</p> <p>適正料金の確認及び必要に応じた見直しを組織として行うため、検討委員会の立ち上げや適正料金の確認方法の確立を目指します。</p> <p>◆現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に手数料改定を実施 				
具体的取組事項	<p>①手数料の見直しの検討</p> <p>受益者負担の原則に基づいた、町手数料等の適正料金の維持を図るため、5年に一度程度適正料金の確認及び見直しを行います。</p> <p>また、確認及び見直しを組織として行うため、検討委員会等の立ち上げを検討します。</p> <p>令和6年度 検討委員会の立ち上げ等検討 令和7年度 手数料等見直し手法の確立 令和8年度 現行手数料の適正料金かどうかの確認 令和9年度 必要に応じて手数料等の見直し実施</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
手数料の見直しの検討	検討 (委員会等)	準備	調査	実施	—

第6次行政改革大綱 実施計画シート

担当課	下水道課
-----	------

第5次行政改革への計上の有無	有		無	①
----------------	---	--	---	---

推進項目	3 持続可能な財政運営				
推進内容	(4) 汚水処理の広域化				
現状及び取組方針	<p>町浄化センターは平成16年度に供用開始し約20年が経過しようとしており、既存の機械・電気などの施設については、修繕・更新費用が年々増加する傾向にあります。また、供用開始エリアの拡大に伴い、有収水量が増加していることから、系統の増設や高度処理施設の導入が必要であることから、処理費用が高騰する可能性があります。これらの課題を解消するために、汚水処理の広域化・共同化により、持続可能な公共下水道事業の運営を図ります。</p> <p>◆那珂久慈流域下水道事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理場名 那珂久慈浄化センター ・所在地 ひたちなか市長砂地内 ・構成市町村 9市町村1組合（水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、城里町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市、ひたちなか・東海広域事務連合） 				
具体的取組事項	<p>①那珂久慈流域下水道協議会への参入</p> <p>町浄化センターを廃止してポンプ場化し、那珂久慈流域下水道へ接続する汚水処理の広域化・共同化により、持続可能な公共下水道事業の運営を図ります。</p>				
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
汚水処理の広域化	検討及び設計	設計	設計	工事着手	工事实施